

個人情報取扱事務の届出(変更)について

	名称	主な変更理由等	届出課 (利用課)	旧担当課	ページ	個票の 有無
1	障害福祉サービス事業(障害者総合支援法)	- 課名変更 - 記載方法の修正 個人情報取扱事務の概要 イ 項目について、担当課の合併により統廃合を行った。 - 誤記載の修正 イ 項目 12 住居状況 有 → 12 住居状況 無	障害福祉課	障害者相談支援室	1	○
2	障害児通所支援事業(児童福祉法)	- 課名変更 - 記載方法の修正 個人情報取扱事務の概要 イ 項目について、担当課の合併により統廃合を行った。 - 誤記載の修正 イ 項目 12 住居状況 有 → 12 住居状況 無	障害福祉課	障害者相談支援室	2	○
3	地域活動支援センター事業	- 課名変更 - 記載方法の修正 個人情報取扱事務の概要 イ 項目について、担当課の合併により統廃合を行った。 - 誤記載の修正 イ 項目 34 その他(医師診断書) → 34 その他 無(33 診断書に含める)	障害福祉課	障害者相談支援室	3	○
4	移動支援事業	- 課名変更 - 記載方法の修正 個人情報取扱事務の概要 イ 項目について、担当課の合併により統廃合を行った。 - 誤記載の修正 ウ 収集先及び収集方法 本人同意:27 → 本人同意:25, 27	障害福祉課	障害者相談支援室	4	○
5	訪問入浴サービス事業	- 課名変更 - 記載方法の修正 個人情報取扱事務の概要 イ 項目について、担当課の合併により統廃合を行った。 - 誤記載の修正 ウ 収集先及び収集方法 本人同意:27 → 本人同意:25, 27	障害福祉課	障害者相談支援室	5	○
6	日中一時支援事業	- 課名変更 - 記載方法の修正 個人情報取扱事務の概要 イ 項目について、担当課の合併により統廃合を行った。 - 誤記載の修正 イ 項目 34 その他(医師診断書) → 34 その他 無(33 診断書に含める) - ウ 収集先及び収集方法 本人同意:27 → 本人同意:25, 27	障害福祉課	障害者相談支援室	6	○
7	中途視覚障害者自立更生支援事業	- 課名変更 - 誤記載の修正 イ 項目 12 住居状況 有 → 12 住居状況 無	障害福祉課	障害者相談支援室	7	○
8	医療保護入院市長同意	課名変更	障害福祉課	障害者相談支援室	-	
9	成年後見制度利用支援事業	- 課名変更 - 誤記載の修正 イ 項目 12 住居状況 有 → 12 住居状況 無	障害福祉課	障害者相談支援室	8	○
10	障害者差別解消に係る事務	- 課名変更 - 誤記載の修正 イ 項目 12 住居状況 有 → 12 住居状況 無 ウ 収集先及び収集方法 住民基本台帳:無 → 住民基本台帳:1, 2, 3, 4	障害福祉課	障害者相談支援室	9	○

11	指定障害者相談支援事業所等指定申請事務	・課名変更	障害福祉課	障害者相談支援室	-	
12	日常生活用具給付事業	・課名変更 ・誤記載の修正 イ 項目 12 住居状況 有 → 12 住居状況 無	障害福祉課	障害者相談支援室	10	○
13	在宅障害者一時介護委託料助成事業	・課名変更	障害福祉課	障害者相談支援室	-	
14	障害支援区分等審査会	・課名変更	障害福祉課	障害者相談支援室	-	
15	補装具交付及び修理事務	・課名変更 ・誤記載の修正 ウ 収集先及び収集方法 本人同意:無 → 本人同意:25, 27	障害福祉課	障害者相談支援室	11	○
16	障害福祉サービス事業施設等通所者交通費助成事業	・課名変更	障害福祉課	障害者相談支援室	-	
17	障害者相談支援事業	・課名変更	障害福祉課	障害者相談支援室	-	
18	障害者虐待防止法に係る事務	・課名変更	障害福祉課	障害者相談支援室	-	
19	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	・課名変更	障害福祉課	障害者相談支援室	-	
20	医療観察法に係る事務	・課名変更	障害福祉課	障害者相談支援室	-	
21	身体障害者補助犬法に関する事務	・課名変更	障害福祉課	障害者相談支援室	-	
22	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	・課名変更	障害福祉課	障害者相談支援室	-	

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

・個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060500-01			
実 施 機 関 名	市長			区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担 当 部 署	保健福祉部障害福祉課						
個人情報取扱事務の名称	障害福祉サービス事業（障害者総合支援法）						
個人情報取扱事務の概要	障害支援区分に応じた支給量を限度に、障害者自らがサービス提供者を選択し、契約によってサービスを利用する。サービスを利用した場合に、本人及び扶養義務者は、サービス提供者に対し、原則1割の利用者負担額を支払う。市は障害福祉サービス等の利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額をサービス提供者に支払う。この他やむを得ない措置を行う場合もあり、やむを得ない措置を行った場合は費用を措置受託者に支払う。 高額障害福祉サービス給付費、特例給付費を支給する。						
事務の開始日	平成30年4月1日（最新変更日 平成31年4月1日）						
個人の類型	障害者等						
ア	個人情報の利用目的	障害福祉サービス等の利用に要する費用や措置費の支払い、高額障害福祉サービス給付費、特例給付費の支給、決定通知書、受給者証の発行に個人情報が必要となる。					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☒ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☒ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☒ 15 職業・職種 ☒ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☒ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☒ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☒ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☒ 32 介護 ☒ 33 診断書 ☒ 34 その他（日常生活・家事）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号：全て ） ☒ 同一実施機関内の利用 { ☒ 目的外：（ ☒ 本人同意：25, 27 ） } ☒ 目的内：（ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4 ） } ☒ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☒ システム） ☒ 口頭（電話） ☐ その他（ ）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	本人による書類の記入が困難な場合又は精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である場合は、同一世帯の親族等から情報の提供を受けることがある。 医師意見書は、障害支援区分の認定のため本人同意の上市町村が医療機関に求めるものと障害者総合支援法に基づく事務処理要領に定められているため。 ☐ 本人同意（第1号） ☒ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☒ 緊急の必要性（第4号） ☒ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条 { ☒ 第1項別表第一第84項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 } ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称：障害者総合支援システム） ☒ 文書 ☐ その他（ ））					
ク	経常的な個人情報の提供先	☒ 有り ☐ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☒ 地方自治体（ ☒ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供する項目（イの項目番号） 27（支給決定情報）			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供する項目（イの項目番号）			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060500-02		
実 施 機 関 名	市長			区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務		
担 当 部 署	保健福祉部障害福祉課					
個人情報取扱事務の名称	障害児通所支援事業（児童福祉法）					
個人情報の取扱事務の概要	通所給付決定に係る申請及び決定、障害児の保護者と障害児通所支援事業者の間の契約及び費用の支払の確認並びに、障害児通所給付費等の保護者（又は障害児通所支援事業者）へ支給するもの。支給にあたっては、障害児通所支援の利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額をサービス提供者に支払う。また、やむを得ない措置を行った場合の費用を措置受託者に支払う。高額障害児通所給付費、特例給付費を支給するもの。					
事務の開始日	平成30年4月1日（最新変更日 平成31年4月1日）					
個人の類型	障害児及び保護者					
ア 個人情報の利用目的	通所給付決定や通所受給者証の発行、障害児通所給付費等の算定及び支給を行うため。障害児通所支援の利用に要する費用や措置費の支払い、高額障害児通所給付費、特例給付費の支給のため。					
イ 項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☒ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☒ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☒ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☒ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☒ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☐ 32 介護 ☒ 33 診断書 ☒ 34 その他（児童相談所等の意見）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ 収集先及び収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（該当するイの項目番号：全て ） ☒ 同一実施機関内の利用 [☒ 目的外：（ ☒ 本人同意:25, 27 ）] [☒ 目的内：（ ☒ 住民基本台帳:1, 2, 3, 4 ）] ☐ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☒ システム） ☒ 口頭（電話） ☐ その他（ ）					
エ 本人以外から収集する理由（5条2項）	決定を保護者に対して行うため、保護者から情報を収集する必要があるため。 ☐ 本人同意（第1号） ☒ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☒ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ 思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ 個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条 [☒ 第1項別表第一第8項 ☐ 第3項 ☐ 第5項] ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ 処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称：障害者総合支援システム） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク 経常的な個人情報の提供先	☒ 有り ☐ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☒ 地方自治体（ ☒ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供する項目（イの項目番号） 27（支給決定情報）			
ケ オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供する項目（イの項目番号）			
コ 外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060500-05			
実施機関名		市長			区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務		
担当部署		保健福祉部障害福祉課					
個人情報取扱事務の名称		地域活動支援センター事業					
個人情報取扱事務の概要		障害者が通所し、創作的活動や生産的活動、地域との交流活動を行う施設である地域活動支援センターを運営する民間事業者に対し、運営費の助成を行うもの。また、地域活動支援センターの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額をサービス提供者に支払うもの。 高額地域生活支援サービス給付費を支給するもの。					
事務の開始日		平成30年4月1日（最新変更日 平成31年4月1日）					
個人の類型		障害者等					
ア	個人情報の利用目的	人数に応じた補助金交付の積算のため。地域活動支援センターの利用に要する費用の支払いや高額地域生活支援サービス給付費の支給を行うため。					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1氏名 ☒ 2性別 ☒ 3生年月日・年齢 ☒ 4住所 ☐ 5国籍・本籍 ☒ 6連絡先 ☒ 7識別番号（ ☒ 個人番号） ☐ 8その他（ ）	家庭生活 ☒ 9家族状況 ☐ 10親族関係 ☐ 11婚姻 ☐ 12住居状況 ☐ 13趣味・嗜好 ☐ 14その他（ ）	社会生活 ☐ 15職業・職種 ☐ 16学業・学歴 ☐ 17職業上の地位 ☐ 18資格・免許 ☐ 19成績・評価 ☐ 20支援措置・保護 ☐ 21社会活動 ☐ 22その他（ ）	経済的事項 ☐ 23収入・支出内容 ☐ 24資産内容 ☐ 25課税・納税状況 ☐ 26取引状況等 ☒ 27公的扶助・社会保障等 ☐ 28その他（ ）	心身的事項 ☐ 29健康・身体状況 ☐ 30傷病歴 ☒ 31障害 ☐ 32介護 ☒ 33診断書 ☐ 34その他（ ）	思想信条等 ☐ 35思想・信条 ☐ 36支持政党 ☐ 37宗教 ☐ 38犯罪歴等 ☐ 39その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号：全て） ☐ 同一実施機関内の利用 { ☒ 目的外：（ ☒ 本人同意：27） } { ☒ 目的内：（ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4） }			☒ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☒ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）		
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	地域活動支援センター事業者を通して対象者の書類が提出され、補助対象障害者であることを確認するため。本人が書類の作成が困難な場合又は精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である場合は、同一世帯の親族から情報の提供を受けることがある。 ☒ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☒ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条 { ☒ 第1項別表第一第〇項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 } ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称 障害者総合支援システム） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060500-31			
実施機関名	市長			区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担当部署	保健福祉部障害福祉課						
個人情報取扱事務の名称	移動支援事業						
個人情報取扱事務の概要	障害者等が外出時における移動中の介護を受けた時、その費用を助成するもの。また、移動支援の利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額をサービス提供者に支払うもの。 高額地域生活支援サービス給付費を支給するもの。						
事務の開始日	平成30年4月1日（最新変更日 平成31年4月1日）						
個人の類型	障害者等						
ア	個人情報の利用目的	対象者にあったサービス内容・負担額を決定するため、決定通知書の送付や受給者証の発行のため。移動支援の利用の要する費用の支払いや高額地域生活支援サービス給付費の支給をおこなうため。					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☒ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☒ 15 職業・職種 ☒ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☒ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☒ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☒ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号：全て ） ☐ 同一実施機関内の利用 { ☐ 目的外：（ ☒ 本人同意：25, 27 ） } { ☒ 目的内：（ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4 ） }					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	本人が書類の作成が困難な場合又は精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である場合は、同一世帯の親族から情報の提供を受けることがある。 ☒ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☒ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条 { ☒ 第1項別表第一第84項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 } ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称：障害者総合支援システム） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 提供する項目（イの項目番号）	☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 提供する項目（イの項目番号）	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数のタイプの個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060500-32			
実 施 機 関 名	市長			区分			
担 当 部 署	保健福祉部障害福祉課			☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
個人情報取扱事務の名称	訪問入浴サービス事業						
個人情報取扱事務の概要	重度身体障害者が訪問入浴車による入浴サービスを受けたとき、その費用を助成するもの。また、訪問入浴サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額をサービス提供者に支払うもの。 高額地域生活支援サービス給付費を支給するもの。						
事務の開始日	平成30年4月1日（最新変更日 平成31年4月1日）						
個人の類型	重度身体障害者						
ア	個人情報の利用目的	対象者にあったサービス内容・負担額を決定するため、決定通知書の送付や受給者証の発行を行うため。訪問入浴サービスの利用に要する費用の支払いや高額地域生活支援サービス給付費の支給を行うため。					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☒ 個人番号） ☒ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☒ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☒ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☒ 32 介護 ☒ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号： 全て ） ☒ 同一実施機関内の利用 [☒ 目的外：（ ☒ 本人同意：25, 27 ）] [☒ 目的内：（ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4 ）] ☐ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☒ システム） ☒ 口頭（電話） ☐ その他（ ）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	本人が書類の記入が困難な場合又は精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である場合は、同一世帯の親族等から情報の提供を受けることがある。 ☒ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☒ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条 [☒ 第1項別表第一第84項 ☐ 第3項 ☐ 第5項] ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称：障害者総合支援システム） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060500-35			
実施機関名	市長			区分			
担当部署	保健福祉部障害福祉課			☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
個人情報取扱事務の名称	日中一時支援事業						
個人情報取扱事務の概要	障害者を日頃介護している家族等が、日中一時的に介護ができない場合に施設等で見守り等の支援を受けたときにその費用を助成するもの。また、日中一時支援の利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額をサービス提供者に支払うもの。高額地域生活支援サービス給付費を支給するもの。						
事務の開始日	平成30年4月1日（最新変更日 平成31年4月1日）						
個人の類型	障害児・者						
ア	個人情報の利用目的	対象者にあったサービス内容・負担額を決定し、決定通知書の送付や受給者証の発行をおこなうため。日中一時支援の利用の要する費用の支払いや高額地域生活支援サービス給付費の支給をおこなうため。					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☒ 個人番号） ☒ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☒ 15 職業・職種 ☒ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☒ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☒ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☒ 32 介護 ☒ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（該当するイの項目番号：全て（ ）） ☒ 同一実施機関内の利用 （ ☒ 目的外：（ ☒ 本人同意：25, 27））（ ☒ 目的内：（ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4）） ☐ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☒ システム） ☒ 口頭（電話） ☐ その他（ ）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	本人が書類の作成が困難な場合又は精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である場合は、同一世帯の親族等から情報の提供を受けることがある。 ☒ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☒ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条（ ☒ 第1項別表第一第84項 ☐ 第3項 ☐ 第5項） ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称：障害者総合支援システム） ☒ 文書 ☐ その他（ ））					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号 (個人情報保護条例第14条第1項関係)

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060500-69			
実施機関名		市長		区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担当部署		保健福祉部障害福祉課					
個人情報取扱事務の名称		中途視覚障害者自立更生支援事業					
個人情報取扱事務の概要		中途視覚障害者に対し、自立と社会参加を目的に日常生活技術支援、移動・歩行支援等を行うもの。					
事務の開始日		平成20年4月1日 (最新変更日 平成31年4月1日)					
個人の類型		中途視覚障害者					
ア	個人情報の利用目的	事業利用申請者のニーズ、身体状況等の把握					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☐ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号 (個人番号) ☐ 8 その他 ()	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他 ()	社会生活 ☒ 15 職業・職種 ☒ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他 ()	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他 ()	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☒ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他 ()	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報 ()
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外 (該当するイの項目番号:) ☐ 同一実施機関内の利用 ☐ 目的外: () ☐ 目的内: () ☐ 本人同意: ()					
エ	本人以外から収集する理由 (5条2項)	☐ 本人同意 (第1号) ☐ 法令等 (第2号) ☐ 公知情報 (第3号) ☐ 緊急の必要性 (第4号) ☐ 制限能力者等 (第5号) ☐ 他の実施機関 (第6号) ☐ 国又は地方公共団体等 (第7号) ☐ 争訟, 指導, 相談, 選考等の個人情報 (第8号) ☐ その他 (審議会) (第9号)					
オ	思想, 信条等の個人情報収集する理由 (5条3項)	☐ 法令等の規定 (第1号) ☐ 審議会 (第2号)					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条 ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項 () ☐ その他 ()					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録 (システム (名称:)) ☒ 文書 ☐ その他 ()					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 他の実施機関 () ☐ 国 ☐ 地方自治体 (千葉県) ☐ 公共的機関 ☐ その他 ()				
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体 (千葉県) ☐ 委託 (指定管理者) ☐ 公共的機関 ☐ その他 ()				
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060500-79			
実 施 機 関 名	市長			区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担 当 部 署	保健福祉部障害福祉課						
個人情報取扱事務の名称	成年後見制度利用支援事業						
個人情報取扱事務の概要	①判断能力のない知的障害者、精神障害者であって、親族等の協力が得られない場合に、市長が成年後見等の申し立てを裁判所に行う。 ②成年被後見人等に対し助成金を交付し、成年被後見人等の権利の擁護及び福祉の向上を目的とする。						
事務の開始日	平成19年 4月 1日（最新変更日 平成31年 4月 1日）						
個人の類型	知的障害者、精神障害者、高齢者等判断能力のない者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人						
ア	個人情報の利用目的	利用の決定等を行うため					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☒ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☒ 23 収入・支出内容 ☒ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☒ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☐ 32 介護 ☒ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号：全て（ ）） ☐ 同一実施機関内の利用 ☐ 目的外：（ ） ☐ 目的内：（ ） ☐ 本人同意：（ ） ☐ 住民基本台帳：（ ）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	対象者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者がいるため。申し立て事務に関しては、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉法第51条の11の2に基づき本人に代わって親族等から本人の状況を確認することがある。 ☒ 本人同意（第1号） ☒ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☒ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条 ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☐ システム（名称（ ）） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 提供する項目（イの項目番号）	☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 提供する項目（イの項目番号）	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060500-80			
実 施 機 関 名	市長			区分			
担 当 部 署	保健福祉部障害福祉課			☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
個人情報取扱事務の名称	障害者差別解消に係る事務						
個人情報取扱事務の概要	障害者に対する差別が行われ、また、差別の疑いがある場合に、事実を確認のうえ必要な調整を行うもの。						
事務の開始日	平成28年4月 1日 （最新変更日 平成31年4月1日）						
個人の類型	被差別障害者（差別されている疑いのある障害者）						
ア	個人情報の利用目的	差別を受けている、あるいは差別をされている疑いのある障害者を特定し、必要な調整を行うため。					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☒ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☒ 15 職業・職種 ☒ 16 学業・学歴 ☒ 17 職業上の地位 ☒ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☒ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☒ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号：全て（ ）） ☒ 同一実施機関内の利用 ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意：（ ）） ☒ 目的内：全て（ ☒ 住民基本台帳：1,2,3,4（ ））					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	本人が、障害の状態から判断能力あるいは伝達能力が低下していて伝達できないことがある他、差別解消相談の調整対応をするのに、関係者から情報収集する必要があるため。 ☒ 本人同意（第1号） ☒ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☒ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条 ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☐ 電磁的記録（ ☐ システム（名称（ ）） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 提供する項目（イの項目番号）	☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 提供する項目（イの項目番号）	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060500-83			
実施機関名		市長		区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担当部署		保健福祉部障害福祉課					
個人情報取扱事務の名称		日常生活用具給付事業					
個人情報の取扱事務の概要		日常生活上において障害者等の障害を補う市販用具の給付を行うもの。					
事務の開始日		平成17年1月1日（最新変更日 平成31年4月1日）					
個人の類型		障害者等					
ア	個人情報の利用目的	申請された日常生活用具の給付の決定通知等					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☒ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☒ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☒ 32 介護 ☒ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（該当するイの項目番号：全て（ ）） ☒ 同一実施機関内の利用 { ☒ 目的外：（ ☒ 本人同意：25, 27（ ）） } { ☒ 目的内：（ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4（ ）） }				☒ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☒ システム） ☒ 口頭（電話） ☐ その他（ ）	
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	本人同意の上で、本人に代わって同一世帯内の親族等が申請することにより収集となるため ☒ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条 { ☒ 第1項別表第一第84項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 } ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称：総合福祉システム） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060500-90			
実 施 機 関 名		市長		区分 ■ 固有事務 □ 全庁共通事務 □ 出先機関共通事務			
担 当 部 署		保健福祉部障害福祉課					
個人情報取扱事務の名称		補装具交付及び修理事務					
個人情報取扱事務の概要		日常生活上において身体障害者及び難病患者の障害を補う補装具の交付及び修理を行うもの。					
事務の開始日		平成17年1月1日（最終変更日 平成31年4月1日）					
個人の類型		身体障害児者又は難病患者					
ア	個人情報の利用目的	申請された補装具の交付及び修理の決定通知等					
イ	項目	基本的事項 ■1 氏名 ■2 性別 ■3 生年月日・年齢 ■4 住所 □5 国籍・本籍 ■6 連絡先 ■7 識別番号（■個人番号） □8 その他（ ）	家庭生活 ■9 家族状況 □10 親族関係 ■11 婚姻 □12 住居状況 □13 趣味・嗜好 □14 その他（ ）	社会生活 ■15 職業・職種 ■16 学業・学歴 □17 職業上の地位 □18 資格・免許 □19 成績・評価 □20 支援措置・保護 □21 社会活動 □22 その他（ ）	経済的事項 □23 収入・支出内容 □24 資産内容 ■25 課税・納税状況 ■26 取引状況等 ■27 公的扶助・社会保障等 □28 その他（ ）	心身的事項 ■29 健康・身体状況 ■30 傷病歴 ■31 障害 ■32 介護 ■33 診断書 □34 その他（ ）	思想信条等 □35 思想・信条 □36 支持政党 □37 宗教 □38 犯罪歴等 □39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	■本人 ■本人以外（該当するイの項目番号：全て） ■同一実施機関内の利用 （ ■ 目的外：（ ■本人同意：25, 27 ） ） （ ■ 目的内：（ ■住民基本台帳：1, 2, 3, 4 ） ） ■用紙 ■電磁的記録（■システム） ■口頭（電話） □その他（ ）					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	本人同意の上で、本人に代わって同一世帯内の親族等が申請することにより収集となるため ■本人同意（第1号） ■法令等（第2号） □公知情報（第3号） □緊急の必要性（第4号） □制限能力者等（第5号） □他の実施機関（第6号） □国又は地方公共団体等（第7号） □争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） □その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	□法令等の規定（第1号） □審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	■番号法第9条（ ■ 第1項別表第一第84項 □第3項 □第5項 ） □第2項（ ） □その他（ ）					
キ	処理形態	■電磁的記録（■システム（名称：総合福祉システム） ■文書 □その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	■有り □なし	提供先 □他の実施機関（ ） □国 ■地方自治体（■千葉県） □公共的機関 □その他（ ）	提供する項目（イの項目番号） 27（支給決定情報）			
ケ	オンライン結合の有無	□有り ■なし	結合先 □国 □地方自治体（□千葉県） □委託（□指定管理者） □公共的機関 □その他（ ）	提供する項目（イの項目番号）			
コ	外部委託の有無	□有り ■無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。